

○大府市小中学校野外活動交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野外活動を通じて心身ともに健全な人間性を育むため、予算の範囲内において交付する大府市小中学校野外活動交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市小学校野外活動実施協議会及び大府市中学校野外活動実施協議会（以下これらを「協議会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、協議会が行う野外活動とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	細分類	内容
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	燃料費	レンタカー等のガソリン代 キャンプファイヤー用灯油
役務費	手数料	各種体験手数料
使用料及び賃借料	自動車借上料	現地でのバス借上（現地体験用）
	有料道路通行料	レンタカー等の往復の有料道路通行料